2024年10月以降の診療報酬改定に関するお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、2024年度６月改定版「はやわかりマニュアル」3種につきまして発行させていただいておりますが、この度の10月改定以降の点数変更や施設基準の見直し等は、反映されておりません。ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、2024年10月以降の改定につきましては、下記の通りとなりますので、併せてご確認くださいますよう、お願い申し上げます。

記

◆ 医療DX推進体制整備加算（2024年10月～）

具体的な内容

保険医療機関が算定する医療ＤＸ推進体制整備加算について、マイ ナ保険証の利用実績やマイナポータルの医療情報等に基づく患者からの健康管理に係る相談対応に応じ、加算１、２、３の新たな評価区分を設ける。

改定後	施設基準（要旨）
医療DX推進体制整備加算１（医科） 11点 医療DX推進体制整備加算１（調剤） 7点	(6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、**十分な実績**を有していること。 **(新)マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。**
医療DX推進体制整備加算２（医科） 10点 医療DX推進体制整備加算２（調剤） 6点	(6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、**十分な実績**を有していること。 **(新)マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。**
医療DX推進体制整備加算３（医科） 8点 医療DX推進体制整備加算３（調剤） 4点	(6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、**実績**を有していること。

マイナ保険証利用率

利用率実績	2024年７･8月～	2024年10･11月～
適用時期	2024年10月～12月	2025年1月～3月
加算１	15%	30%
加算２	10%	20%
加算３	5%	10%

※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、2024年10月～2025年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。

※ 2025年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、2024年末を目途に検討、設定。

① レセプト件数ベース利用率 （２か月後に把握可能→実績を３か月後から反映可能）
＝ マイナ保険証の利用者数の合計 ÷ レセプト枚数

支払基金から毎月、各医療機関・薬局にメールで通知されている

② オンライン資格確認件数ベース利用率 （１か月後に把握可能→実績を２か月後から反映可能）
＝ マイナ保険証の利用件数 ÷ オンライン資格確認等システムの利用件数

今後、支払基金から本利用率の数字も通知予定。

※①が基本だが、2025年１月までに限り、①だけでなく、②の利用率を用いることができる

◆ 医療DX情報取得加算（2024年12月～）

具体的な内容

医療情報取得加算について、2024年12月２日から現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏 まえ、マイナ保険証の利用の有無に着目した加算の点数差を見直し、標準的な問診票や、オンライン資格確認等システムからマイナ保険証を通じて取得された医療情報等の活用による質の高い医療の評価へと見直す。

改定後		
初診時 1点	再診時（3月に1回限り算定） 1点 ※ 外来診療料についても同様	調剤時（６月に1回限り算定） 1点

（出典）：中央社会保険医療協議会 総会　資料　（厚生労働省）　https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001276103.pdf
医療DX推進体制整備加算・ 医療情報取得加算の見直しについて　https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001277499.pdf　をもとに田辺三菱製薬が作成

編集･発行：田辺三製薬株式会社　営業推進部　(審)24Ⅸ115